

山形県内 各水系流域治水協議会 規約

○各水系流域治水協議会関係規約

- ・最上川流域治水協議会 1 ページ
- ・赤川流域治水協議会 11 ページ
- ・山形県二級水系流域治水協議会 15 ページ

最上川流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「最上川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和2年7月豪雨や令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、最上川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象流域)

第3条 協議会は、一級水系最上川流域を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求める事ができる。

(幹事会の構成)

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求める事ができる。

(部会)

第6条 幹事会に上流、中流、下流部の個別課題検討のため、部会を設置する。

2 部会は、別表3、別表4、別表5の職にある者をもって構成する。

3 部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 部会は、個別の課題を検討し、結果については幹事会へ報告する。

(協議会の実施事項)

第7条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

(1) 最上川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討

(2) 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表

(3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

(4) その他、流域治水に関して必要な事項

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

- 第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第10条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 協議会及び幹事会の事務局は、山形河川国道事務所、酒田河川国道事務所、新庄河川事務所及び山形県県土整備部河川課が共同で行う。

(雑則)

- 第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

規約は、令和2年 9月15日から施行する。
令和3年 1月27日改定
令和3年 7月30日改正

最上川流域治水協議会

- (構成員)
- 山形市長
 - 米沢市長
 - 鶴岡市長
 - 酒田市長
 - 新庄市長
 - 寒河江市長
 - 上山市長
 - 村山市長
 - 長井市長
 - 天童市長
 - 東根市長
 - 尾花沢市長
 - 南陽市長
 - 山辺町長
 - 中山町長
 - 河北町長
 - 西川町長
 - 朝日町長
 - 大江町長
 - 大石田町長
 - 金山町長
 - 最上町長
 - 舟形町長
 - 真室川町長
 - 大蔵村長
 - 鮭川村長
 - 戸沢村長
 - 高畠町長
 - 川西町長
 - 小国町長
 - 白鷹町長
 - 飯豊町長
 - 三川町長
 - 庄内町長
 - 遊佐町長 (オブザーバー)
 - 最上広域市町村圏事務組合 理事長
 - 農林水産省東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所長
 - 林野庁東北森林管理局 山形森林管理署長
 - 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター東北北海道整備局長
 - 気象庁 山形地方气象台長
 - 山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課長
 - 山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課長
 - 山形県 県土整備部 都市計画課長
 - 山形県 農林水産部 農村整備課長
 - 山形県 県土整備部 下水道課長

別表 1

山形県 県土整備部 河川課長
山形県 県土整備部 砂防・災害対策課長
山形県 県土整備部 建築住宅課長
山形県 村山総合支庁 建設部長
山形県 最上総合支庁 建設部長
山形県 置賜総合支庁 建設部長
山形県 庄内総合支庁 建設部長
山形県 企業局 参事（兼）電気事業課長
最上川中流土地改良区理事長
上山市土地改良区理事長
東北電力株式会社 山形発電技術センター所長
東北電力株式会社 庄内発電技術センター所長
国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所長
国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所長
国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所長
国土交通省東北地方整備局 最上川ダム統合管理事務所長

（事務局） 国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所 調査第一課
国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 調査第一課
国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所 調査課
山形県 県土整備部 河川課

別表 2

最上川流域治水協議会幹事会

- (構成員)
- 山形市 防災対策課長
 - 山形市 河川整備課長
 - 米沢市 防災危機管理課長
 - 鶴岡市 危機管理監
 - 酒田市 危機管理課長
 - 新庄市 環境課長兼地域防災監
 - 寒河江市 防災危機管理課長
 - 上山市 庶務課長
 - 村山市 総務課長
 - 長井市 危機管理主幹
 - 天童市 危機管理室長
 - 東根市 危機管理室長
 - 尾花沢市 総務課防災危機管理室長
 - 南陽市 総合防災課長
 - 山辺町 防災対策課長
 - 中山町 総務広報課長
 - 河北町 防災・危機管理監(兼)総務課長
 - 西川町 総務課長
 - 朝日町 総務課長
 - 大江町 総務課長
 - 大石田町 総務課長
 - 金山町 町民税務課長
 - 最上町 総務課長
 - 舟形町 住民税務課長
 - 真室川町 総務課長
 - 大蔵村 総務課危機管理室長
 - 鮭川村 住民税務課長
 - 戸沢村 総務課危機管理室長
 - 高畠町 総務課長
 - 川西町 安全安心課長
 - 小国町 町民税務課長
 - 白鷹町 総務課長
 - 飯豊町 総務課長
 - 三川町 総務課長
 - 庄内町 環境防災課長
 - 遊佐町 総務課長 (オブザーバー)
 - 最上広域市町村圏事務組合 事務局長兼業務課長
 - 農林水産省東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所 村山北部支所長
 - 農林水産省東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所 最上川支所長
 - 林野庁東北森林管理局 山形森林管理署 総括森林整備官
 - 林野庁東北森林管理局 山形森林管理署 総括治山技術官
 - 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター
東北北海道整備局 山形水源林整備事務所長
 - 気象庁 山形地方气象台 防災管理官
 - 山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課 課長補佐

別表 2

山形県 農林水産部 農村防災・災害対策主幹
 山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課 課長補佐
 山形県 県土整備部 都市計画課 課長補佐
 山形県 県土整備部 下水道課 課長補佐
 山形県 県土整備部 河川課 副主幹（兼）課長補佐
 山形県 県土整備部 砂防・災害対策課 課長補佐
 山形県 県土整備部 建築住宅課 課長補佐
 山形県 村山総合支庁総務企画部 総務課防災安全室長
 山形県 村山総合支庁建設部 河川砂防課長
 山形県 村山総合支庁建設部 山形統合ダム管理課長
 山形県 村山総合支庁建設部 西村山河川砂防課長
 山形県 村山総合支庁建設部 北村山河川砂防課長
 山形県 最上総合支庁総務企画部 総務課長（兼）防災安全室長
 山形県 最上総合支庁建設部 河川砂防課長
 山形県 最上総合支庁建設部 高坂ダム管理課長
 山形県 置賜総合支庁総務企画部 総務課長（兼）防災安全室長
 山形県 置賜総合支庁建設部 河川砂防課長
 山形県 置賜総合支庁建設部 西置賜河川砂防課長
 山形県 庄内総合支庁総務企画部 総務課 防災安全室長
 山形県 庄内総合支庁建設部 河川砂防課長
 山形県 企業局 村山電気水道事務所長
 最上川中流土地改良区 管理課長
 上山市土地改良区 事務局長
 東北電力株式会社 山形発電技術センター 土木課長
 東北電力株式会社 庄内発電技術センター 課長
 国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所（河川）副所長
 国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所（河川）副所長
 国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所（河川）副所長
 国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所（砂防）副所長
 国土交通省東北地方整備局 最上川ダム統合管理事務所（技術）副所長

 (事務局) 国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所 調査第一課
 国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 調査第一課
 国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所 調査課
 山形県 県土整備部 河川課

(構成員)	山形市 防災対策課長
	山形市 河川整備課長
	米沢市 防災危機管理課長
	寒河江市 防災危機管理課長
	上山市 庶務課長
	村山市 総務課長
	長井市 危機管理主幹
	天童市 危機管理室長
	東根市 危機管理室長
	南陽市 総合防災課長
	山辺町 防災対策課長
	中山町 総務広報課長
	河北町 防災・危機管理監(兼)総務課長
	西川町 総務課長
	朝日町 総務課長
	大江町 総務課長
	高畠町 総務課長
	川西町 安全安心課長
	小国町 町民税務課長
	白鷹町 総務課長
	飯豊町 総務課長
	農林水産省東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所 最上川支所長
	林野庁東北森林管理局 山形森林管理署 地域林政調整官
	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター
	東北北海道整備局 山形水源林整備事務所長
	気象庁 山形地方气象台 防災管理官
	山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課 課長補佐
	山形県 農林水産部 農村防災・災害対策主幹
	山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課 課長補佐
	山形県 県土整備部 都市計画課 課長補佐
	山形県 県土整備部 下水道課 課長補佐
	山形県 県土整備部 河川課 副主幹(兼) 課長補佐
	山形県 県土整備部 砂防・災害対策課 課長補佐
	山形県 県土整備部 建築住宅課 課長補佐
	山形県 村山総合支庁総務企画部 総務課防災安全室長
	山形県 村山総合支庁建設部 河川砂防課長
	山形県 村山総合支庁建設部 山形統合ダム管理課長
	山形県 村山総合支庁建設部 西村山河川砂防課長
	山形県 村山総合支庁建設部 北村山河川砂防課長
	山形県 置賜総合支庁総務企画部 総務課長(兼) 防災安全室長
	山形県 置賜総合支庁建設部 河川砂防課長
	山形県 置賜総合支庁建設部 西置賜河川砂防課長
	山形県 企業局 村山電気水道事務所長
	最上川中流土地改良区 管理課長

別表 3

上山市土地改良区 事務局長
東北電力株式会社 山形発電技術センター 土木課長
国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所 (河川) 副所長
国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所 (砂防) 副所長
国土交通省東北地方整備局 最上川ダム統合管理事務所 (技術) 副所長

(事務局) 国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所 調査第一課
山形県 県土整備部 河川課

別表 4

最上川流域治水協議会幹事会 中流部会

- (構成員) 新庄市 環境課長兼地域防災監
 尾花沢市 総務課防災危機管理室長
 大石田町 総務課長
 金山町 町民税務課長
 最上町 総務課長
 舟形町 住民税務課長
 真室川町 総務課長
 大蔵村 総務課危機管理室長
 鮭川村 住民税務課長
 戸沢村 総務課危機管理室長
 最上広域市町村圏事務組合 事務局長兼業務課長
 農林水産省東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所 村山北部支所長
 農林水産省東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所 最上川支所長
 林野庁東北森林管理局 山形森林管理署 地域林政調整官
 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター
 東北北海道整備局 山形水源林整備事務所長
 気象庁 山形地方气象台 防災管理官
 山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課 課長補佐
 山形県 農林水産部 農村整備課 課長補佐
 山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課 課長補佐
 山形県 県土整備部 都市計画課 課長補佐
 山形県 県土整備部 下水道課 課長補佐
 山形県 県土整備部 河川課 副主幹(兼) 課長補佐
 山形県 県土整備部 砂防・災害対策課 課長補佐
 山形県 県土整備部 建築住宅課 課長補佐
 山形県 村山総合支庁総務企画部 総務課防災安全室長
 山形県 村山総合支庁建設部 河川砂防課長
 山形県 村山総合支庁建設部 北村山河川砂防課長
 山形県 最上総合支庁総務企画部 総務課長(兼) 防災安全室長
 山形県 最上総合支庁建設部 河川砂防課長
 山形県 最上総合支庁建設部 高坂ダム管理課長
 国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所 (河川) 副所長
 国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所 (砂防) 副所長
- (事務局) 国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所 調査課
 山形県 県土整備部 河川課

別表 5

最上川流域治水協議会幹事会 下流部会

- (構成員) 鶴岡市 危機管理監
 酒田市 危機管理課長
 三川町 総務課長
 庄内町 環境防災課長
 遊佐町 総務課長 (オブザーバー)
 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター
 東北北海道整備局 山形水源林整備事務所長
 気象庁 山形地方气象台 防災管理官
 山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課 課長補佐
 山形県 農林水産部 農村整備課 課長補佐
 山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課 課長補佐
 山形県 県土整備部 都市計画課 課長補佐
 山形県 県土整備部 河川課 副主幹 (兼) 課長補佐
 山形県 県土整備部 砂防・災害対策課 課長補佐
 山形県 県土整備部 建築住宅課 課長補佐
 山形県 県土整備部 下水道課 課長補佐
 山形県 庄内総合支庁総務企画部 総務課 防災安全室長
 山形県 庄内総合支庁建設部 河川砂防課長
 東北電力株式会社 庄内発電技術センター 課長
 国土交通所東北地方整備局 酒田河川国道事務所 (河川) 副所長
- (事務局) 国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 調査第一課
 山形県 県土整備部 河川課

赤川流域治水協議会 規約

（設置）

第1条 「赤川流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、赤川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の対象流域）

第3条 協議会は、一級水系赤川流域を対象とする。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求める事ができる。

（幹事会の構成）

第5条 協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求める事ができる。

（協議会の実施事項）

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 赤川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

（会議の公開）

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 協議会及び幹事会の事務局は、酒田河川国道事務所及び山形県県土整備部河川課が共同で行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、令和2年9月18日から施行する。

令和2年12月21日 改正

令和3年 2月18日 改正

令和3年 7月30日 改正

別表 1

赤川流域治水協議会

- (構成員) 鶴岡市長
酒田市長
三川町長
気象庁 山形地方気象台長
山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課長
山形県 農林水産部 農村整備課長
山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課長
山形県 県土整備部 都市計画課長
山形県 県土整備部 下水道課長
山形県 県土整備部 河川課長
山形県 県土整備部 砂防・災害対策課長
山形県 県土整備部 建築住宅課長
山形県 庄内総合支庁 総務企画部長
山形県 庄内総合支庁 建設部長
東北電力株式会社 庄内発電技術センター所長
東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所長
林野庁 東北森林管理局 庄内森林管理署長
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター東北北海道整備局長
国土交通省東北地方整備局 月山ダム管理所長
国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所長
国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所長
- (事務局) 国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 調査第一課
山形県 県土整備部 河川課

別表 2

赤川流域治水協議会幹事会

- (構成員) 鶴岡市 危機管理監
鶴岡市 土木課 地域調整主幹
酒田市 危機管理課長
酒田市 整備課長
三川町 総務課長
三川町 建設環境課長
気象庁 山形地方気象台 防災管理官
山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課 課長補佐
山形県 農林水産部 農村整備課 農村防災・災害対策主幹
山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課 課長補佐
山形県 県土整備部 都市計画課 課長補佐
山形県 県土整備部 下水道課 課長補佐
山形県 県土整備部 河川課 副主幹(兼) 課長補佐
山形県 県土整備部 砂防・災害対策課 課長補佐
山形県 県土整備部 建築住宅課 課長補佐
山形県 庄内総合支庁 総務企画部 総務課 防災安全室長
山形県 庄内総合支庁 建設部 河川砂防課長
山形県 庄内総合支庁 建設部 荒沢ダム管理課長
東北電力株式会社 庄内発電技術センター 課長
東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所 最上川支所長
林野庁 東北森林管理局 庄内森林管理署 次長
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター 東北北海道整備局
山形水源林整備事務所長
国土交通省東北地方整備局 月山ダム管理所 専門官
国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所 副所長(砂防)
国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 副所長(河川)
- (事務局) 国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 調査第一課
山形県 県土整備部 河川課

山形県二級水系流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「山形県二級水系流域治水協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、別表1に示す二級水系の流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び召集は事務局が行う。

3 事務局は、構成員の同意を得て、別表の職にある者以外の者(学識経験者等)に対し、協議会に出席を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

(1) 別表1に示す二級水系の流域で行う流域治水の全体像を共有・検討

(2) 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表

(3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

(4) その他、流域治水に関して必要な事項

(協議会資料等の公表)

第5条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、山形県県土整備部河川課及び山形県庄内総合支庁建設部河川砂防課に置く。

附則

本規約は、令和3年3月25日から施行する。

別表 1

山形県二級水系流域治水協議会 対象水系

番号	対象水系	関係市町
1	<small>がっこうがわ</small> 月光川	遊佐町
2	<small>にっこうがわ</small> 日向川	酒田市、遊佐町
3	<small>にいだがわ</small> 新井田川	酒田市
4	<small>さんぜがわ</small> 三瀬川	鶴岡市
5	<small>いらがわ</small> 五十川	鶴岡市
6	<small>あつみがわ</small> 温海川	鶴岡市
7	<small>しょうないおぐにがわ</small> 庄内小国川	鶴岡市
8	<small>ねずがせきがわ</small> 鼠ヶ関川	鶴岡市

計 8 水系

別表 2

山形県二級水系流域治水協議会 構成員

機 関 名	代 表 者
鶴岡市	市 長
酒田市	市 長
遊佐町	町 長
気象庁 山形地方气象台	次 長
林野庁 東北森林管理局 庄内森林管理署	庄内森林管理署長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構	所 長
森林整備センター 山形水源林整備事務所	
山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課	防災危機管理課長
山形県 農林水産部 農村整備課	農村整備課長
山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課	森林ノミクス推進課長
山形県 県土整備部 都市計画課	都市計画課長
山形県 県土整備部 下水道課	下水道課長
山形県 県土整備部 河川課	河川課長
山形県 県土整備部 砂防・災害対策課	砂防・災害対策課
山形県 県土整備部 建築住宅課	建築住宅課長
山形県 庄内総合支庁	総務企画部長
山形県 庄内総合支庁	建設部長